

Sample

オンライン診療・服薬指導の最新情報

《22分》

※本文中に記載のない限り、2022年2月1日時点の情報に基づいて作成しています。
なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

※スライドのイラストはイメージであり、法律・制度の内容を厳密に反映したものではありません。

今回の研修目的

＜今回のテーマ背景＞

COVID-19の拡大を機に、政府は恒久的に初診からのオンライン診療・服薬指導を認めることを閣議決定しました。これにより、オンライン診療・服薬指導に関する規定が大幅に緩和されます。

Sample

研修目的

COVID-19収束後に適用されるオンライン診療・服薬指導のルールを理解し、医師・薬剤師に質問してみる

そのために…

- COVID-19の拡大による時限的・特例的措置を確認する
- COVID-19収束後の新たなルールの概要を確認する

オンライン診療・服薬指導についてどうお考えですか？

COVID-19の拡大を機に、政府は恒久的に初診からのオンライン診療・服薬指導を認めることを閣議決定しました。これにより、オンライン診療・服薬指導に関する規定が大幅に緩和されます。

今回の研修では、オンライン診療・服薬指導の現状を把握すると同時に、COVID-19収束後に適用されるルールを理解し、担当施設の医師や薬剤師に質問してみることを目的とします。

そのために、COVID-19の拡大による時限的・特例的措置と収束後の新たなルールの概要を確認しておきましょう。

今回の内容		社内研修用資料（社外秘）
1.オンライン診療：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い	
2.オンライン診療：新指針	・ オンライン診療の定義 ・ 順守規定 ・ 全体の流れ ・ 診療前相談 ・ オンライン診療の原則 ・ 処方可能な薬剤 ・ 遠隔地の専門医による診療等	
3.オンライン服薬指導：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い	
4.オンライン服薬指導：新ルール	・ 順守規定 ・ 実施の条件	
5.その他	・ オンライン診療のメリットと課題	

前半でオンライン診療、後半でオンライン服薬指導に関する規定について解説します。

社内研修用資料（社外秘）

【1.オンライン診療：現状】現状とCOVID-19収束後の取り扱い

時限的・特例的措置により初診からオンライン診療が可能に

COVID-19拡大時の取り扱い

	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく取り扱い（COVID-19拡大前）	時限的・特例的措置
初診	不可（原則対面）	可
通信手段	リアルタイムの映像及び音声（電話不可）	電話可
処方薬剤	オンラインで対応している疾患の薬剤等	麻薬・向精神薬以外は可※

※基礎疾患情報が把握できない場合は、ハイリスク薬も処方不可

COVID-19収束後の取り扱い



閣議決定（2021年6月）

恒久的に初診からの
オンライン診療を認める





改訂版
（2022年1月）

株式会社メディカル・リード

4

現在適用されているオンライン診療の取り扱いと、COVID-19収束後の取り扱いを整理します。

◆COVID-19拡大時（現在）の取り扱い【時限的・特例的措置】

オンライン診療は、本来、厚生労働省が策定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下、指針）に基づき実施することとされており、スライドの表にあるように、初診は原則対面であることや、リアルタイムで視覚・聴覚情報（映像と音声）が得られる通信手段を用いること等の制限が設けられています。

しかし、COVID-19の拡大に伴う時限的・特例的措置により、2020年4月10日以降初診からの実施や視覚情報が得られない電話による診療も認められる等、制限が大幅に緩和された状態が続いています。

◆COVID-19収束後の取り扱い

2021年6月、政府はCOVID-19が収束し、時限的・特例的措置を廃止した後も恒久的に初診からのオンライン診療を認めることを閣議決定しました。厚生労働省はこれを受けて、2022年1月に新たな指針を公表しました。

次のスライドから、オンライン診療の新たな指針について解説していきます。

今回の内容		社内研修用資料（社外秘）
1.オンライン診療：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い	
2.オンライン診療：新指針	・ オンライン診療の定義 ・ 順守規定 ・ 全体の流れ ・ 診療前相談 ・ オンライン診療の原則 ・ 処方可能な薬剤 ・ 遠隔地の専門医による診療等	
3.オンライン服薬指導：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い	
4.オンライン服薬指導：新ルール	・ 順守規定 ・ 実施の条件	
5.その他	・ オンライン診療のメリットと課題	

はじめに、COVID-19収束後（時限的・特例的措置廃止後）に適用される新たな指針についてです。

なお、指針は、あくまで無診察治療等を禁じている「医師法」に則ったルールを定めたものであり、診療報酬上の算定要件とは異なる点があるため、注意が必要です。

社内研修用資料（社外秘）

【2.オンライン診療：新指針】オンライン診療の定義

リアルタイムの映像・音声を利用した診察・診断・処方等



オンライン診療

医師・患者間で情報通信機器を通して、リアルタイムで診察や診断、処方等を行う行為



Sample

情報通信手段

リアルタイムの視覚・聴覚情報が得られるもの



+

音声

×

- ・電話
- ・メール・SNS・チャット等（補助的手段）

オンライン診療システム



汎用サービス



実施医師の96%が
オンライン診療システム導入



※厚生労働省
「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」
2019年4月24日資料

株式会社メディカル・リード 6

指針で定めているオンライン診療の定義です。

「オンライン診療」の定義は、「医師・患者間で情報通信機器を通して、リアルタイムで診察や診断、処方等を行う行為」とされています。

情報通信手段としては、COVID-19拡大前と同様に、リアルタイムの視覚・聴覚情報（映像と音声）が得られるものを使用することが条件で、電話は不可となります。メールやSNS、チャット等の文字や写真、録画動画のみのやりとりも認められておらず、これらは補助的手段となります。具体的には、オンライン診療用のシステムである「オンライン診療システム」や、オンライン診療に限らず広く使用されている「汎用サービス」（LINE、FaceTime等）等を使用します。COVID-19の拡大前に関係団体が実施した調査※によると、オンライン診療を実施している医師の96%は、オンライン診療システムを導入しています。

※日本オンライン診療研究会「オンライン診療に関するアンケート集計結果」
（厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」
2019年4月24日資料）



オンライン診療の実施に当たっては、主に下記規定の順守が求められています。

◆研修

オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければなりません。研修は指針の内容や情報通信機器の使用、情報セキュリティ等に関する知識の習得を目的としたもので、e-learning形式で実施されます。

◆診察場所

医療機関以外の場所でも実施可能ですが、医療機関内と同等の患者情報が得られる体制の確保や、物理的に外部から隔離された空間が規定されており、公衆の場で行うべきではないとされています。

◆患者対応

患者の希望に基づき、医師と患者双方が合意の上で実施することとされており、患者・家族等にオンライン診療のメリット・デメリット等について事前に説明します。また、医師、患者共に、同意なしに録音・録画・撮影を行わないことを確認し、映像等の保存の要否や保存端末等の取り決めを明確にします。その他、緊急時等でオンライン診療が適さない場合に対応できる体制の確保も求められています。

◆セキュリティ対策

個人情報とプライバシーの保護に配慮し、使用するシステムに伴うリスクを踏まえた対策を講じることとされています。具体的には、OSやソフトウェア等を適宜アップデートし、必要に応じてセキュリティソフトをインストールします。汎用サービスを用いる場合は、第三者がオンライン診療に参加することを防ぐため、医師側から患者に接続することの徹底等が求められています。



患者がオンライン診療を申し込んでから診療までの流れは、スライドのようなイメージです。

◆再診

治療中の疾患の診療をオンラインで行う場合は、前頁の内容を踏まえて実施します。

◆初診

下記の流れで実施します。原則としてかかりつけの医師が対応しますが、かかりつけの医師以外でも実施可能です。

1. 患者の症状を確認

患者の症状を確認し、日本医学会連合による「オンライン診療の初診に関する提言」に示されている「オンライン診療の初診に適さない症状」等に該当すると判断した場合は、自院で対面診療を実施するか、対面診療が可能な医療機関を紹介します。

2. 医学的情報量を確認

初診からのオンライン診療が可能とされた後は、医学的情報量によって対応が異なります。

① 医学的情報が十分

かかりつけの医師の場合や、既往歴・服薬歴等の他、問診・視診を補完する情報を過去のカルテや診療情報提供書等から把握可能な場合は、診療に必要な患者の医学的情報が十分と見なされます。この場合は、再診同様に必要な対応を事前に行った上で実施します。

② 医学的情報が不十分

下記のような場合は、「診療前相談」を実施した上でオンライン診療を実施します。

- ・かかりつけの医師がオンライン診療を行っていない、あるいは休日・夜間等で対応できない
- ・かかりつけの医師からの紹介やセカンドオピニオンが目的である
- ・患者にかかりつけの医師がいない

次のスライドで、医学的情報が不十分な場合に実施する「診療前相談」について解説します。

今回の内容		社内研修用資料（社外秘）
1.オンライン診療：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い	
2.オンライン診療：新指針	・ オンライン診療の定義 ・ 順守規定 ・ 全体の流れ ・ 診療前相談 ・ オンライン診療の原則 ・ 処方可能な薬剤 ・ 遠隔地の専門医による診療等	
3.オンライン服薬指導：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い	
4.オンライン服薬指導：新ルール	・ 順守規定 ・ 実施の条件	
5.その他	・ オンライン診療のメリットと課題	

ここからは、オンライン服薬指導について解説します。

社内研修用資料（社外秘）

【3.オンライン服薬指導：現状】現状とCOVID-19収束後の取り扱い

時限的・特例的措置を踏まえ初回からのオンライン服薬指導が可能に

COVID-19拡大時の取り扱い

	薬機法に基づく主な規定 (COVID-19拡大前)	時限的・特例的措置 
初回	不可（対面）	可
通信手段	リアルタイムの映像及び音声（電話不可）	電話可
処方箋	オンライン診療・訪問診療で交付された処方箋のみ	全処方箋
薬剤の種類	これまでの処方と同一薬剤又は準ずる薬剤	原則全ての薬剤

COVID-19収束後の取り扱い



閣議決定（2021年6月）
恒久的に初回からの
オンライン服薬指導を認める

➡



**ルール
見直し**

株式会社メディカル・リード 14

オンライン診療と同様に、現在時限的に適用されているオンライン服薬指導の取り扱いと、COVID-19収束後の取り扱いについて整理します。

◆COVID-19拡大時（現在）の取り扱い【時限的・特例的措置】

オンライン服薬指導のルールは薬機法により定められています。本来はスライドの表にあるように、初回の指導は対面で、リアルタイムで映像と音声を得られる通信手段を用いる他、対象となる処方箋や薬剤も限定されています。

しかし、COVID-19の拡大に伴う時限的・特例的措置により、2020年4月10日以降は初回からの実施や電話での対応も認められ、対象処方箋の制限もなくなる等、大幅に緩和された状態が続いています。

◆COVID-19収束後の取り扱い

政府は2021年6月に、COVID-19が収束し、時限的・特例的措置を廃止した後も、恒久的に初回からのオンライン服薬指導を認めることを閣議決定しました。厚生労働省はこれを受け、2022年2月現在、ルールの見直しを進めています。

次のスライドから、オンライン服薬指導の新たなルールについて解説していきます。

今回の内容	
1.オンライン診療：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い
2.オンライン診療：新指針	・ オンライン診療の定義 ・ 順守規定 ・ 全体の流れ ・ 診療前相談 ・ オンライン診療の原則 ・ 処方可能な薬剤 ・ 遠隔地の専門医による診療等
3.オンライン服薬指導：現状	・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い
<u>4.オンライン服薬指導：新ルール</u>	・ <u>順守規定</u> ・ <u>実施の条件</u>
5.その他	・ オンライン診療のメリットと課題

COVID-19収束後の（時限的・特例的措置廃止後）に適用される新たなルール（案）※の概要です。

なお、これから紹介するルールは、あくまで「薬機法」に則ったルールを定めたものであり、調剤報酬上の算定要件とは異なる点があるため、注意が必要です。

※2022年2月1日現在、政府の規制改革推進会議の指摘により、改正内容の再検討が行われているため、今回紹介した内容からさらに緩和される可能性があります。



オンライン服薬指導の実施に当たっては、主に下記規定の順守が求められる方向です。

◆通信手段

情報通信手段は、COVID-19拡大前と同様に、映像と音声を得られるものを使用することが条件で、電話は不可となります。

◆研修

オンライン服薬指導を実施する薬剤師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければなりません。

◆患者対応

事前に患者の希望を確認し、オンライン服薬指導のメリット・デメリットを説明した上で理解を得ます。また、緊急時等に対応できるよう、処方医等との連絡体制等、必要な体制を確保しておきます。この他、薬局内の掲示やウェブサイト等を通じて、下記事項の周知も求められています。

- ・オンライン服薬指導の時間に関する事項（予約制等）
- ・オンライン服薬指導の方法（使用可能な情報通信機器等）
- ・薬剤の配送方法
- ・費用の支払い方法（代金引換サービス、クレジットカード決済等）

◆セキュリティ対策

オンライン診療と同等の対策を講じることとされています。

今回の内容

1. オンライン診療：現状

- ・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い

2. オンライン診療：新指針

- ・ オンライン診療の定義
- ・ 順守規定
- ・ 全体の流れ
- ・ 診療前相談
- ・ オンライン診療の原則
- ・ 処方可能な薬剤
- ・ 遠隔地の専門医による診療等

3. オンライン服薬指導：現状

- ・ 現状とCOVID-19収束後の取り扱い

4. オンライン服薬指導：新ルール

- ・ 順守規定
- ・ 実施の条件

5. その他

- ・ オンライン診療のメリットと課題

最後に、オンライン診療のメリットと課題を紹介します。

【5.その他】オンライン診療のメリットと課題

利便性が重症化予防や負担軽減に寄与するが、有効性・安全性が未知数

メリット

①治療中断防止、重症化予防

・アクセシビリティ向上
→治療中断等の防止
勤労世代も
職場等で
受診可能



②移動・介助の負担軽減

・介護者の通院介助
負担軽減
・医師の在宅訪問
回数軽減



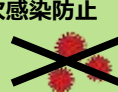
③安心感

・在宅急変時にも
医師に連絡しやすい
・顔を見て
相談可能



④2次感染防止

・通院不要
→院内等での
2次感染防止



課題

①有効性・安全性の確保

対面診療に比べ得られる
情報量が少ない



エビデンス集積が重要



②費用負担・タイムラグ（処方薬）

患者に不利益も
・処方薬の配送料負担
・到着までのタイムラグ



オンライン診療に関するメリットと課題については、次のような意見があります。

◆メリット

①治療中断防止、重症化予防

アクセシビリティの向上により、治療の中断や重症化を予防します。特に仕事が忙しい勤労世代には、昼休みに職場で受診すること等も可能になることから、ニーズが高いと考えられます。

②移動・介助の負担軽減

高齢患者の場合、在宅医療には至らないものの、身体機能等の衰えにより通院介助が必要なことが多く、オンライン診療は患者だけでなく介護者の負担軽減にもなります。また医師にとっては、在宅医療の訪問回数を減らせるといったメリットもあります。

③安心感

在宅医療において病状が急変しやすい状況でも医師と連絡が取りやすく、顔を見て相談できることが安心感につながります。

④2次感染防止

通院の必要がないため、院内等での2次感染防止につながります。このメリットは、COVID-19の拡大時には特に注目され、時限的・特例的措置もこれに対応するためのものです。

◆課題

①有効性・安全性の確保

対面診療に比べ、医師が得られる情報が少ないこと等による有効性や安全性への影響は、十分に検証されていません。今後も、運用実態の把握とエビデンスの集積が重要になります。

②費用負担・タイムラグ

処方薬を配送する場合は、配送料や到着までのタイムラグが患者の不利益となり得ます。

【参考】想定される影響等

オンライン診療・服薬指導の規定緩和により、新たに導入を検討する医療機関や薬局が増えることが予想されます。多様な医療提供体制に対応することで、新患獲得に力を入れる施設がある一方で、患者離れを懸念する施設もあるようです。

在宅医療の負担軽減による新規参入拡大

オンラインとの併用で在宅訪問診療の回数低減
→ 患者の安心感拡大も後押しし、在宅参入増加か



人気医療機関へのさらなる患者集中

オンライン診療との併用で外来診療回数が減少
→ 患者：待ち時間解消・予約の取りやすさ等、通院環境改善
→ 医療機関：患者数の拡大



かかりつけ薬局の選択理由になる可能性

オンライン診療の拡大
→ オンライン服薬指導に対応している薬局をかかりつけ薬局に？



オンライン診療・服薬指導の規定緩和により、新たに導入を検討する医療機関や薬局が増えることが予想されます。多様な医療提供体制に対応することで、新患獲得に力を入れる施設がある一方で、患者離れを懸念する施設もあるようです。

◆在宅医療の負担軽減による新規参入拡大

オンライン診療の併用により、在宅医療における医師の負担が軽減すれば、在宅医療に取り組む医療機関が増えるかもしれません。急変時等に診てもらいやすい環境が整備されることで、患者側の在宅医療に対するハードルが下がることも考えられます。

◆人気医療機関へのさらなる患者集中

患者数の多い専門医療機関等では、オンライン診療の導入で外来の対面診療が減少し、待ち時間の解消や予約の取りやすさといった患者満足度の向上につながることで、さらなる患者数の増加が予想されます。

◆かかりつけ薬局の選択理由になる可能性

オンライン診療の拡大に伴い、オンライン服薬指導への対応が、かかりつけ薬局の選択理由になることも予想されます。医療機関の対応状況を踏まえた対応が求められることになります。

【参考】研修内容の活用例

今回の研修内容を先生方との面談時に活用するための質問例です。オンライン診療・服薬指導に対する先生のお考えや、今後の対応方針等について伺ってみたいかがでしょうか。

- ①（未実施先）オンライン診療・服薬指導の規定が緩和されていますが、先生が課題だと感じられるのは、どのような点でしょうか。また、課題をクリアするためには、何が必要だと思われますか。
- ②（未実施先）COVID-19の特例的措置廃止後も、初診からのオンライン診療が認められることになるようですが、先生は今後の対応についてどうお考えですか。
- ③（実施先）現在、オンライン診療・服薬指導を希望される患者さんは（月に・週に）何人程度いらっしゃるのでしょうか。また、どのような患者さんが多いのでしょうか。
- ④（実施先）COVID-19の特例的措置廃止後も初診からのオンライン診療が可能になりますが、先生が積極的に実施を検討されたとしたら、どういった患者さんでしょうか。
- ⑤（薬局）オンライン服薬指導の規定がかなり緩和されるようですが、医療機関や患者さんから対応について質問されることはありますか。
- ⑥（実施薬局）オンライン診療が進み、オンライン服薬指導を希望する患者さんが増加した場合、課題となるのはどのような点でしょうか。また、どういった対策を検討されていますか。

スライドは、今回の研修内容を先生方との面談時に活用するための質問例です。

オンライン診療・服薬指導に対する先生のお考えや、今後の対応方針等について伺ってみたいかがでしょうか。